

告 示

埼玉県告示第六百十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項の規定により指定の一部の効力を停止したので、同法第七十八条の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業者の名称
社会福祉法人妻沼会
- 二 事業者の主たる事務所の所在地
埼玉県熊谷市上根二百六十八番地
- 三 事業所の名称
愛心園
- 四 事業所の所在地
埼玉県熊谷市上根二百六十八番地
- 五 介護保険事業所番号
一一七四五〇〇一二二
- 六 サービスの種類
短期入所生活介護
- 七 効力の停止の内容
新規入所者の受入れの停止
介護報酬の請求制限 二〇パーセント
- 八 効力の停止期間
平成二十八年五月一日から平成二十八年十月三十一日まで